

令和 5 年（ワ）第 17364 号、令和 5 年（行ウ）299 号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原 告 能條桃子他 5 名

被 告 国

証拠説明書 2（甲 B 号証）

2024 年 2 月 29 日

東京地方裁判所民事第 2 部 御中

原告代理人弁護士 戸 田 善 恭

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規

同 亀 石 倫 子

同 西 愛 礼

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 B35	意見書	原本	2024 年 2 月 19 日	辻村みよ子 東北大学 名誉教授	①1970 年代頃から、選挙権の行使は公務（義務）であるとする学説が後退し、選挙権の権利性を重視する立場が多数説となったこと、最大判昭和 43 年 12 月 4 日判決（三井美唄炭鉱事件判決）が被選挙権と選挙権の同質性に言及したこと等から、被選挙権も選挙権と同様憲法上の権利であり、憲法上の選挙原則を適用すべきとの見解が通説化したこと。 ②選挙権と被選挙権が「表裏一体」だとすると選挙権年齢と被選挙権年齢は合致させるべきであること。被選挙権が憲法上の権利であることを重視する多数説の立場からは、厳格な憲法適合性判断枠組みが採用されるべきであること。被選挙権年齢と選挙権年齢（18 歳）の乖離を認める現行法の合理性を挙証する責任は国側にあること。

				③成年被後見人の参政権を制限していた旧公職選挙法 11 条 1 項 1 号が 2013 年の法改正で削除された際、選挙権と被選挙権に対する制限が同時に廃止されたこと。 上記法改正は能力で区別することなく被選挙権を認めたという意義を有すること。思慮分別（≒能力）を基準に被選挙権年齢を設定する合理的理由はないこと。 ④先進国を中心に被選挙権年齢を 18 歳以上とする国が近年増加していること。政治家としての能力は年齢のみで判断できないため、有権者に判断を委ねることで選挙権と被選挙権の年齢を同じにする国が増えていること。 ⑤昭和 43 年最大判や平成 17 年最大判等を経て被選挙権と選挙権の年齢を乖離させることの違憲性が強まり、成人年齢の引き下行われたが 2015 年頃の時点で上記乖離の合理性は完全に失われ、違憲が決定的なものとなったこと。
--	--	--	--	---

甲 B36	野中俊彦『選挙法の研究』30 頁	写し	2001 年 9 月 10 日	野中俊彦	二元説も選挙権の権利性を認める点で変わりなく、中でも最近ではむしろ権利的側面を強調する立場が有力であるとされていること。
甲 B37	渋谷秀樹『憲法（第3 版）』447 頁	写し	2017 年 4 月 30 日	渋谷秀樹	治者と被治者の自同性原則から、選挙権と被選挙権年齢が異なる理由は明確に示されなければならないこと。
甲 B38	デジタル大辞泉	写し	2024 年 2 月 29 日	小学館	思慮分別とは「物事の道理や正邪・善悪等を注意深く判断すること。また、その能力や判断」を意味すること。

以 上